

平成26年第5回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会
2・日 時 平成26年5月 1日(木) 午後15時00分～16時15分
3・場 所 有田町庁舎 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(3件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(3件)

議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

その他 農振地区の確定について

有害鳥獣対策の現況について

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8	○		福島 晴人
2	○		福田 タエ子	9	○		藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成26年第5回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。季節もいよいよ農作業にかかるという時期になりましたけれども、有田町も町長選・町議選も終了し新体制に変わっています。新体制に変わり、町の方針が未だ見えませんが、農業委員会としても相応の業務を進めていく必要があると思います。今月は、県の会長会議、月末の全国会長会議も予定されています。ですので、来月には全国会長会議の報告が出来るかと思えます。今月の案件は、同じ場所で条文が違うような議案もあります。十分な審議を宜しく願います。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、10番(円田)11番(山口)委員をお願いします。

○議長

日程第二 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。事務局より、説明をお願いします

○事務局

～資料読み上げ～

本申請は、譲渡人が町外(〇〇県)ということで、譲受人が西側の農地を管理されていることもあり、譲受人が一体的に管理をしたいということで申請されています。譲受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○10 番

農地は、1枚の田が2筆となっています。譲り渡す人と譲り受人の名義であり、片方に集約することで、農地の荒廃防止となります。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。ないようですので、私から質問します。圃場整備地区かどうかで、隣接する水路(用水路・排水路)の境界が変わります。水田の南部で石垣工事をされていますが、形状変更の申請をされているかどうか。この場合、水田の形状変更(50cm以上の高低差)と水路境界を侵していないか(法定外公共物申請)を事務局で確認して下さい。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。農地法第3条の申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により農地法第3条の申請1番は許可されました。
続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、今回譲渡人が高齢で今後の耕作が難しくなったため、隣接する農地の所有者が今回の申請で当農地を取得され、既存のハウスの骨組みを利用し、しいたけ栽培を計画されています。また、譲受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○12 番

申請農地は、以前に売買が澄んでいたものを改めて正式申請されているようです。問題ないと考えています。それも、申請者の親の代にされていたようです。今回の申請は、申請者が高齢になり、子の代に困らないようにと考えてされているようです。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第3条の申請2番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の3番ですが、農地法第4条の申請の3番と農地法第5条の申請の3番・4番が関連しますので、併せて議題といたします。ただし、採決については、別々に取りたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

先ず、今回申請されている理由としては、申請人である〇〇〇〇さんは、4世代・8人家族で孫も大きくなられ、自宅が手狭となるため、本宅の近隣で所有されている農地に〇〇さん夫婦の家の建設を計画されております。別紙の計画平面図を見ながら、ご説明します。

まず、⑤は、平成8年5月に5条申請により、通作道路として許可されております。今回の申請は、①～④までの3・4・5条申請です。①の3条申請は、〇〇から〇〇さんへの所有権移転となっております。現況でも、〇〇さんの農地と一体となっております。また、この農地は③との交換となっております。

③は、5条申請で進入路としての申請をされています。現況も畑への進入道路となっており、今回の申請で、⑤も含めて、畑と家への進入路となります。

②は〇〇さんの所有であり、4条申請で、進入路として申請されています。④は5条申請で、農家住宅を計画での申請となります。

3条と5条による交換については、お互いに同意を得られており、現況に合わせる形となりますので、許可することに問題はないと思います。同じく、4条の申請についても、農家住宅及び畑への進入路としての申請であり、許可することに問題ないと思います。

5条による住宅建設の申請についても、浄化槽を設置され排水についても水路への排水を考えておられ、水路使用承諾及び周辺耕作者の同意も得られていますので、許可することに問題ないと思います。なお、この5条申請後に残地として残る畑については、今後も耕作されます。

○議長

次に確認委員の説明をお願いします。

○11 番

今回の申請地については、主として住家を建設するために3名で土地の交換をされています。宅地排水についても、ちゃんと水路へ流下するように計画されていますので、問題ないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

採決は、別々に取りたいと思います。

農地法第3条の申請3番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第3条の申請3番は許可されました。

続きまして、農地法第4条の申請3番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第4条の申請3番は許可されました。

続きまして、農地法第5条の申請3番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請3番は許可されました。

続きまして、農地法第5条の申請4番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請4番は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～～資料読み上げ～

本申請は、申請者が高齢となり、農地を耕作・保全することが難しくなったことから、隣接に迷惑をかけないためにもということで、太陽光パネル 64 枚を設置することを計画されております。

付近の耕作者には同意を得られております。なお、防草シートも張られ、防護フェンスも設置するとのことで、近接住宅へも迷惑をかけないように

と考えられておられます。排水計画は、自然流下で水路へ流す計画であり、許可することに問題はないと思います。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○12 番

周辺の土地は宅地化していますが、この土地は原野状態の畑を維持管理上、有効利用する計画ですので、認めることは妥当だと思います。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○3 番

隣地家屋の承諾が、必要ではないのか？対象地は家屋屋根ではなく、農地へ設置されるのでどうなのか。反射光により、隣接家屋が迷惑を講じるかもしれない。

○事務局

農地法により、その影響を考慮しています。ただし、宅地の場合に環境的な影響を考慮した条例等が整備されているかもしれません。現在、いろいろな場所に太陽光パネルが設置されていますので、調査してみます。

○議 長

質問が終わりました。採決に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地法第4条1番の申請は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請2番についてを議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地についても、申請者が町外に在住で後継者も不在ということで、今後農地保全が難しいため、太陽光パネルを計画されています。申請

地は〇〇になりますが、昨年の12月の総会において、同じく太陽光パネルの申請があり、承認をいただいた農地に隣接しています。5筆にパネル420枚で、防草シートも張られ、防護フェンスも計画されています。排水については、現況北側①が排水溝より低いため、20cmの盛土を行い、道路側の側溝に排水される計画です。西側アパートにも、迷惑をかけないように配慮されるため、排水については、問題ないと思います。よって、許可することに問題はないと思います。

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○10番

申請農地横は、〇〇さんが太陽光パネルを設置されています。この農地の広さからして隣接アパートへの影響があるか心配ですが、農地法上では問題ありません。又、申請人とアパートの経営者が同一人物なので、管理上でも迷惑にならないので、許可することで良いと思います。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議長

質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請2番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第4条の申請2番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてを議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、現在、町内の別の場所で飲食店を営んでいる譲受人が、山手の土地で開業したいという希望で本申請地の転用を申請されています。申請地については、以前より荒廃しており、原野のような状態ですので、飲食店をされることにより、環境的にはよくなると思われま

す。申請地は竹などに覆われていますが、伐採され現状のまま土地を利用される計画です。排水については、合併浄化槽の配置をされ、店舗への進入路側にある排水溝に排水されます。店舗入り口が排水溝のため、建設課での公有水面での許可も得られており、排水についても問題もなく、隣接して耕作されている農地もありませんので、許可することに問題はないと思われま

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○12 番

申請地は〇〇地区にあり、元みかん園だった場所ですが原野状態の土地です。伐採すれば見晴らしも良く、環境的にも問題ないと思います。排水の処理もされますし、許可することに問題は無いと考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議長

質問が無いようですので、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の2番についてを議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地については、昨年3月に〇〇より資材置き場の転用申請があった場所に隣接しており、道路側から見れば、奥に位置し、南向き斜面の棚田的地形ですが、ここ数年耕作されておらず、一部は原野化しております。

今回は、譲受人が売電業を営む会社を設立され、5条による太陽光パネル設置の申請をされています。太陽光パネルは、1012枚の設置を計画されており、防草シート・防護フェンス等も設置されます。

今回の申請により、周辺の土地は全て〇〇が一体的に管理されることとなり、農地は無くなります。また、排水については、自然流下によるため池への排水となり、排水についても問題はないと思われれます。関係区からの同意も得られておりますので、許可することに問題はないと思います。

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○11 番

申請地は〇〇建設の作業場横にあり、南へ傾斜している谷筋の水田です。太陽光パネルの設置条件としては、申し分ない土地と思います。水田への復旧は無理のように荒廃しています。用水に困っていた土地だそうです。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議 長

質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請の2番について賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、農地法第5条の申請2番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号1番農業経営基盤強化促進法第 13 条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第4号1番の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 13 条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議 長

質問が終わりました。採決に移ります。

議案第4号1番について、集積計画の作成の要請をすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第4号1番は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第 13 条第4項の規定により、町に農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第4号2番農業経営基盤強化促進法第 13 条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局

より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第4号2番の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 13 条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○議長

質問がありませんので、採決に移ります。

議案第4号2番について、集積計画の作成の要請をすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第4号2番は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第 13 条第4項の規定により、町に農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第4号3番農業経営基盤強化促進法第 13 条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第4号3番の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 13 条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○議長

質問がありませんので、採決に移ります。

議案第4号3番について、集積計画の作成の要請をすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第4号3番は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、町に農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

本日の協議事項は全て終了しましたが、事務局や皆様方からより他に何かありますか。

○事務局

二点、報告を致します。先ず、平成25年度に有田町農業振興地域の見直しを致しております。その成果から、農業委員の皆様方に昨秋実施して頂いた、レッドゾーンとの照合をしています。整合性を持たせることが必要ですが、面積も広がるため、県との協議をしなければなりません。農業委員会で受け付ける農振地域の変更申請は、その整理が終えてから受け付けることとなります。最終的な時期は未定ですが、おおまか年末ぐらいに確定するのではないかと、在思っています。

二点目に、農地荒廃の主たる原因である有害鳥獣について、現況を報告します。有田町猟友会の協力を得て、駆除をして頂いています。平成25年の実績として、イノシシの捕獲数が669頭、アライグマ801匹、アナグマ30匹などです。特にイノシシは一昨年の496頭から大きく増えています。また、電気牧柵やワイヤーメッシュも大分取り組んで貰っています。ただし、山林周辺では未だ農地へ進入してきた跡が多くあります。劇的に減少はしていないようです。また、去年はサルが出没しました。通常の離れサルは時々参見されていましたが、10匹のグループ内に子ザルを抱いた母親ザルもいたようです。家屋へ進入して、お供え物を盗った事件も小学校近くでありました。今年度の被害が無いように臨んでいます。

○議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

平成二十六年第5回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は六月二日(月)の予定です。

総会 16時15分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 10番

署名 11番

書 記

木 寺 正 文